

堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園 指定管理者募集要項

令和5年4月
堺市

目次

I	はじめに	1
II	施設の設置目的	1
III	事業内容に関する事項	1
1	施設の名称、場所	1
2	指定管理者が行う業務の概要	2
3	管理の基本的事項	2
4	指定期間（予定）	3
5	自主事業	3
6	管理経費等	3
7	利用料金等	5
8	管理の基準	7
9	基本事業計画書及び年度事業計画書	10
10	リスク（責任）分担について	11
11	管理運営に伴う租税について	11
12	保険加入	12
13	業務の第三者への委託	12
14	市の指示等	12
15	定期会議の開催	13
16	管理業務の報告	13
17	モニタリング及び評価	14
18	管理業務の継続が困難になった場合の措置	15
19	引継ぎ等	15
20	管理業務に関する評価	15
IV	募集手続きに関する事項	16
1	公募及び選定のスケジュール	16
2	応募資格等	16
3	欠格事項	18
4	選定対象除外	18
5	応募手順	19
V	提出書類に関する事項	20
1	書類の作成	20
2	書類の提出	20
VI	選定及び指定に関する事項	23
1	選定審査方法	23
2	選定結果の通知等	24

3	指定管理者の指定等	24
4	協定に関する事項	24
VII	その他	25
1	注意事項	25
2	添付資料	25

I はじめに

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、堺市民芸術文化ホール条例（以下「ホール条例」という。）第17条及び堺市公園条例（以下「公園条例」という。）第25条に基づき、堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園の管理に関する業務を行う指定管理者を募集します。

II 施設の設置目的

堺市民芸術文化ホールは、優れた舞台芸術をはじめ、多彩な芸術文化の鑑賞、創造、交流及び普及活動を促進することにより、市民文化のさらなる向上を図り、魅力と活力ある地域社会の形成や都市魅力の創造及び発信に資するため設置されている施設です。

また、堺市民芸術文化ホールは、地域文化施設として、地域の文化資源や市民ニーズ（地域の特性）を踏まえ、地域住民が積極的に参加できるような施策推進や地域における文化交流の促進をはじめ、地域文化を担う人材の育成、子どもが文化芸術に親しむきっかけをつくる役割も担っています。

隣接する堺市翁橋公園は、広く市民に憩いの場として利用され、ゆとりや潤いを得る空間として親しまれており、堺市民芸術文化ホールのアプローチ空間としての機能なども有する公園として整備されています。公演やイベント等との連携を公園においても実施することで、周辺地域の活性化など相互の施設の効用を高めることができることから一体的な管理が求められます。

今後は「公益性」と「採算性」のバランスを重視し、文化のすそ野の広がりやすべての人が文化芸術を享受できる環境をさらに推進します。また、施設の集客数の向上が、堺東駅周辺での宿泊や、飲食、購買活動に繋がり、ひいては、堺東周辺地域の活性化に貢献するような施策を実施していきます。

III 事業内容に関する事項

1 施設の名称、場所

(1) 堺市民芸術文化ホール

- | | |
|----------|---------------------------|
| (ア)施設の名称 | 堺市民芸術文化ホール（以下「ホール」という。） |
| (イ)設置年月 | 令和元年10月 |
| (ウ)設置場所 | 堺市堺区翁橋町2丁1番1号及び同2号 |
| (エ)施設規模 | 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上6階建 |
| | ①敷地面積 14,333㎡（堺市翁橋公園分を除く） |
| | ②建築面積 8,848㎡ |
| | ③延床面積 19,815㎡ |

(2) 堺市翁橋公園

(ア)施設の名称 堺市翁橋公園（以下「公園」という。）

(イ)設置年月 平成31年1月

(ウ)設置場所 堺市堺区翁橋町2丁1番1号

(エ)施設規模 3,080㎡

※ホールとの一体的な管理が必要であるため、公園条例第25条の規定により、一括管理を行います。

2 指定管理者が行う業務の概要

指定管理者が行う主な業務は下記のとおりとし、業務の詳細は別紙「業務仕様書」のとおりとします。

- (1) 文化芸術振興事業
- (2) 施設の運営に関する業務
 - (ア) ホール（駐車場を除く）の貸出に関する業務
 - (イ) レストランの運営に関する業務
- (3) 施設の維持管理に関する業務
 - (ア) 施設の維持管理に関する業務
 - (イ) 公園維持管理・活用事業
 - (ウ) 駐車場の管理に関する業務
 - (エ) 駐輪場の管理に関する業務
- (4) 堺東周辺地域の活性化に資する事業
- (5) その他の業務

3 管理の基本的事項

指定管理者は、次の事項を基本として、ホール及び公園（以下「施設」という。）の管理を行うこととします。

- (1) ホール条例第1条の設置目的に基づき管理を行うこと。
- (2) 「堺市基本計画2025」、「自由都市堺文化芸術まちづくり条例」及び「第2期堺文化芸術推進計画」の理念に沿って、文化芸術振興事業及び自主事業を実施すること。
- (3) 「文化芸術基本法」、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」及び「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の理念に沿って、管理業務を行うこと。
- (4) 個人情報の保護を徹底し、情報公開を積極的に推進すること。
- (5) 公の施設であることを念頭において、公正、公平な管理を行うこととし、特定のものに有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (6) 管理業務に際し、政治的行為又は宗教的行為と疑われるような活動や営利を目的とする活動はしないこと。
- (7) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ってサービスを提供すること。

- (8) 法令等を遵守して適正に管理業務を行うこと。
- (9) 効果的かつ効率的に管理業務を行い、経費の縮減に努めること。
- (10) 本市の文化力の向上を担う公共施設として、事業の質・内容において公益性・公平性を担保しつつ、施設の稼働率の向上、協賛金や寄付金等の外部資金の積極的な獲得など収益性の確保に努めること。
- (11) 地域住民や利用者の意見・要望を管理業務に反映させ、サービスの向上を図ること。
- (12) 利用者が安全かつ快適に利用できるように施設設備を適正に維持管理すること。
- (13) 地域の住民、自治組織、事業者等と良好な関係を維持すること。
- (14) 堺東周辺地域の活性化に向けて、周辺店舗や商店街、ホテル、観光事業者等、多様な主体と積極的に連携した事業を実施すること。

4 指定期間（予定）

指定期間は、令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間を予定しています。

この期間は、市議会の議決を経て決まりますので、留意願います。

なお、指定期間中（5年目を想定）に事業及び施設運営についての中間評価を行う予定です。詳細については市が別途通知しますが、本市への中間評価結果報告書等の提出が必要となります。

5 自主事業

指定管理者は施設の設置条例及び協定書、仕様書、事業計画書に定める業務（指定管理業務）に支障をきたすことがなく、かつ施設の設置目的の範囲内で、施設の利用促進又はサービスの向上のために、独自に企画提案し、自己の責任と費用により自主事業を実施することができます。なお、実施にあたっては、事前に自主事業計画書及び収支予算書を提出のうえ、市の承認を得る必要があります。

指定管理者の自主事業として、自動販売機の設置を行うことが可能です。実施にあたっては別途行政財産貸付の手続きを行います。設置の有無、提案貸付料を含め指定管理者事業計画書（企画提案書）により提案してください。なお、公園へ設置する場合は、別途協議が必要です。

6 管理経費等

(1) 基本的な考え方

当施設では、利用料金制度を導入します。

施設の管理に係る会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

(2) 指定管理料の支払い等

施設の管理に必要な経費は指定管理料として会計年度ごとに、収支計画書に提示のあった金額をもとに指定期間中毎年度市と指定管理者が協議して協定で定め、予算の範囲内で支払います。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の指定管理者事業計画書（企画提案書）等で提案された指定管理料の金額から変更する場合には、管理運営や事業内容について、市と指定管理者の間で協議することとします。

なお、施設の管理に係る指定管理料の本市としての積算額は、450,000,000円（税込）です。そのうち施設修繕料は年度終了後精算しますが、予算額は毎年度市と指定管理者が協議のうえ、定めることとします。また、施設修繕料の決算額が各年度の予算額を超過した場合、市は追加で支払いません。指定管理料にはクレジットカードや電子マネー、コード決済等現金を用いないキャッシュレス決済手数料や施設予約システム決済手数料、Osaka Free Wi-Fi 運用にかかる経費を含んでいます。（指定管理者負担）

収支計画書は、当該積算額を上限として作成してください。また、指定管理料の算出にあたっては、消費税率を「10%」としてください。指定期間中に消費税率が上げられた場合については、市と指定管理者の間で協議し、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講じます。

＜参考＞令和元年度から令和3年度までの指定管理料（単位：千円、税込）

令和元年度	令和2年度	令和3年度
765,589	481,856 （うち、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う補填78,417）	485,047 （うち、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う補填14,501）

(3) 指定管理料支払い時期等

指定管理料の支払い時期、支払い方法は会計年度ごとに4回に分割して、四半期当初に指定管理者からの請求により支払うこととします。ただし、詳細については協定で定めます。

(4) 指定管理料に含まれる経費

指定管理料には次のとおり原則として管理業務に必要な一切の経費が含まれます。（レストランの運営に関する業務も含まれます。）

ア 人件費

イ 管理費（保守管理費、消耗品費、修繕費、光熱水費、委託費等。市が設置する施設予約システムの稼働に係る端末、消耗品費、光熱水費、キャッシュレス決済手数料等を含む。）

※ 施設の保守管理、安全点検、衛生管理、軽易な補修に必要な経費は指定管理料に含まれるものとして、指定管理者の責任と費用負担において実施するものと

します。

ただし、施設・設備・器具・備品の大規模な補修（ホールは1件あたり1,000千円（税込）、公園は300千円（税込）を超えるもの）については、市と指定管理者が協議を行い、市が必要と認めるものについては、市の責任と費用負担において実施することとします。この場合においても、指定管理者の管理上の瑕疵による施設の損傷を補修するときは、指定管理者の責任と費用負担で実施することとします。

ウ 文化芸術振興事業に係る経費（消耗品費、広告宣伝費、委託費、使用料及び賃借料、謝礼等。）

エ 翁橋公園維持管理・活用事業に係る経費（保守管理費、消耗品費、修繕費、光熱水費、広告宣伝費、委託費等。）

(5) 指定管理者の収入

指定管理業務の対価として、指定管理料のほか、ホールの利用料金、文化芸術振興事業の入場料等、レストランのサービス提供によって得られる収入、駐車料金による収入、公園の使用許可に伴う利用料金等が指定管理者の収入となります。

＜参考＞令和元年度から令和3年度までの利用料金収入（単位：千円、税込）

令和元年度	令和2年度	令和3年度
29,595	46,102	95,023

なお、令和元年度は10月開館以降の半年分の収入となっており、令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で利用者数が想定よりも少ないことに留意すること。

(6) 納付金

毎年度の収支決算に利益が生じた場合、その2分の1を納付金として、本市の指定する期日までに納付することとします。

(7) 自主事業の実施に係る経費

自主事業の実施に係る経費は、指定管理料から支出できません。当該自主事業から得られる収入により賄うこととします。なお、自動販売機等を設置する場合は、別途貸付契約を締結し、貸付料が必要です。（公園に設置する場合は別途協議）

(8) 経理事務

ア 指定管理者は経理に関する規程を策定し、適正に経理事務を行うこととします。

また、経理事務に当たっては、管理業務に係る独立の帳簿を設けることとします。

イ 自主事業に係る経費は他の経費と明確に区分して経理事務を行うこととします。

7 利用料金等

(1) 利用料金制の採用

ホールはホール条例第23条の規定により、公園は公園条例第31条の規定によ

り利用料金制度を採用しますので、指定管理者は、利用者が施設の使用に係る料金として支払う利用料金を指定管理者自らの収入とすることができます。利用料金の額はホール条例及び公園条例で規定する額を上限として指定管理者が市長の承認を得て定めることとなります。

また、ホール条例第23条及びホール条例別表第1備考第3項において、指定管理者はホール使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき又は物品の展示販売その他営利を目的とする行為を行うときは、基本料金の2倍を上限として基本料金に加算することが規定されています。

	加算条件	加算の 上限
	基準	
入場料その他これに類するもの	使用者が入場者から徴収する金銭	2倍
物品の展示販売その他の営利を目的とする行為	物品を展示し販売すること 金銭等の収入を得ることを目的として行う行為 (使用者個人及び団体の成り立ちが営利であるか非営利であるかを問わない)	2倍

なお、この加算条件や加算割合は、指定管理者の提案により設定することができますが、下記の通り、具体的な加算条件及び加算割合は上記表の範囲内で設定する必要があります。

(例) 加算条件の設定：「入場料その他これに類するもの」のうち、実費相当額程度を徴収する場合に限り加算しないこととする。

加算割合の設定：「物品の展示販売その他の営利を目的とする行為」を行う場合は、基本料金の4割を加算することとする。

ただし、加算条件を設けず、全く加算しないことは認められません。なお、利用料金収入は施設の利用に供する年度の会計に属するものとします。

(2) 利用料金の還付等

ア ホール（駐車場を除く）

指定管理者は、ホール条例第23条第7項の規定により、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができます。

なお、ホール利用料金については、市長は同条例第23条第6項に基づく市長の減免の基準を定めないものとします。

イ 駐車場

指定管理者は、ホール条例第14条第3項の規定により市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができます。また、同条例第14条第4項の規定により、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができます。

ウ 公園

指定管理者は、公園条例第31条第5項の規定により市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができます。減免等の基準は堺市公園使用料等免除取扱基準（別紙2）のとおりです。また、同条例第31条第6項の規定により、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができます。

なお、以上のアからウについて、減免による利用料金収入の減収分については、市は別途補てん等を行いません。

(3) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応

指定管理者は、利用料金の収受に際し、利用者（課税事業者）からの求めに応じ、適格請求書（インボイス）を交付し、その写しを保存する必要がありますので、指定期間開始までの間に適格請求書発行事業者の登録を受けてください。

なお、指定管理者が共同企業体（企業グループ）の場合は、全ての構成団体が適格請求書発行事業者の登録を受け、納税地を所轄する税務署長に「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書」を提出することが必要です。

(4) 自主事業の入場料等

指定管理者は、自主事業の参加者から入場料等を徴収することができます。入場料等の額は市場価格を参考に、利用者にとって大きな負担にならないように配慮してください。

なお、指定管理者自らが興行主として施設を利用して自主事業を実施する際も、当該利用に係る利用料金を指定管理者に支払う（利用料金収入として計上する）こととなります。

8 管理の基準

(1) 関係法令の遵守

施設の管理業務を行うに当たっては、次の法令等を遵守するものとします。

ア 地方自治法及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

イ 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働関係法令

ウ 堺市財産規則（昭和39年規則第6号）、堺市会計規則（平成19年規則第43号）及び堺市財務規則（平成19年規則第56号）

エ 都市公園法及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）

オ 堺市民芸術文化ホール条例及び堺市民芸術文化ホール条例施行規則（平成27年規則第112号）

カ 堺市公園条例及び堺市公園条例施行規則（平成元年規則第38号）

キ 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「保護法」という。）

ク 堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）及び堺市情報公開条例施行規則

(平成15年規則第22号)

ケ 堺市行政手続条例(平成8年条例第17号)及び堺市行政手続条例施行規則
(平成9年規則第25号)

コ 消防法(昭和23年法律第186号)及び堺市火災予防条例(平成20年条例第
25号)

サ 堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例(平成19年条例第4
0号)及び堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則(平成
20年規則第20号)

シ その他関連法規、要綱、要領、通知等

(2) 開館時間及び休館日

ホールの開館時間及び休館日は、ホール条例第24条第1項第2号の規定により、
指定管理者が市長の承認を得て定めることとなっていますので、指定管理者事業計画
書(企画提案書)において提案してください。指定管理者の指定後に市長の承認を得
て定めていただきます。

なお、現在の開館時間及び休館日は、次のとおりとなっています。

ア ホール(駐車場を除く)

(ア) 開館時間

午前9時から午後10時まで(窓口受付は午前9時から午後8時まで)

(イ) 休館日

毎月第1月曜日及び第3月曜日(これらの日が国民の祝日に関する法律
(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日に当たるときは休館し
ない)

イ 駐車場

(ア) 供用時間

午前0時から午後12時まで

(3) 使用許可等

市民の施設利用にあたっては、地方自治法第244条第2項及び第3項の規定を
遵守しなければなりません。また、施設の使用許可及び使用許可の取消しは、ホール
条例第3条、第4条及び第6条並びに公園条例第5条、第16条及び第23条の規定
を遵守して適正に行わなければなりません。

なお、指定管理者は、堺市行政手続条例の適用を受ける「行政庁」に含まれること
から、使用の許可等は同条例の定めに従って行わなければなりません。

(4) 守秘義務

指定管理者は、ホール条例第24条第1項第4号及び公園条例第32条第1項第
3号の規定を遵守しなければなりません。

(5) 個人情報の保護

指定管理者は、保護法の規定を遵守し、個人情報の保護に努めなければなりません。

指定管理者は、保護法上、「個人情報取扱事業者」に当たりますが、保護法第66条第2項により行政機関の長等の安全管理措置義務が準用されているため、行政機関等と同様の安全管理措置義務を負います。よって、仕様書に定める安全管理措置を遵守してください。

なお、指定管理者は、個人情報取扱事業者に対する罰則が適用されるとともに、指定管理者（指定管理者から再委託を受けた事業者を含む。）の従業員（従業員であった者を含む。）が以下の不正行為を行った場合、保護法176条又は保護法180条の罰則が適用されます。

- ・正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき（保護法176条）
- ・その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき（保護法180条）

(6) 情報公開

指定管理者は、堺市情報公開条例第36条の2（注：本市の出資法人の場合は、第36条）の規定を遵守し、管理に関して保有する情報の公開に努めなければなりません。

指定管理者には、同条例の趣旨に則り、情報公開に関して規程を定めて、市に準じた取扱いを行っていただきます。市の関係要綱及び指定管理者が定める規程のモデル規程は別紙4のとおりです。

※（6）の規程については、市政情報センターにおいて一般の閲覧に供します。

(7) 文書管理

指定管理者には、施設の管理業務上作成し、又は取得した文書について、目録を作成して適正に管理していただき、また、市が指示する期間当該文書を保管し、廃棄は市の指示に従って行っていただきます。

また、指定期間が満了した時や指定が取り消された時は、当該文書を市に引き渡していただきます。ただし、個人情報保護等の観点から問題がなければ、市の立会のもとで直接次期指定管理者に引き継いでいただく場合もあります。

(8) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する堺市職員対応要領を踏まえた対応

指定管理者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）に基づく不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関しては、障害者差別解消法第11条の規定により主務大臣が定める指針を遵守し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する堺市職員対応要領（平成28年3月策定）を踏まえ、適切に対応することとします。

(9) 市の施策との整合・協力

ア 障害者等就職困難者の雇用

法人もしくは団体として障害者雇用の促進に関する法律に定めた障害者雇用率の達成に努め、また、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律を踏まえた物品等の調達、高齢者や障害者等の就職困難者の雇用や訓練を積極的に受入れするなど、就職困難者に配慮した取組に努めることとします。

イ 市内経済の活性化

指定管理者は、市内業者の育成及び市内経済活性化を図るため、可能な限り市内業者の活用や地元住民の雇用等に努めることとします。

ウ 地域振興、地域コミュニティの醸成

指定管理者は、地域団体、地域住民、NPOとの協働による取組等の地域振興や地域コミュニティの醸成に努めることとします。

エ 環境問題への取組

指定管理者は、次に掲げる省資源、省エネルギー、リサイクルの推進等、環境に配慮した取組の推進に努めることとします。

- ・環境に配慮した商品等の購入（グリーン購入）の推進
- ・省エネ運転等による電気、ガス等のエネルギー消費量の節減及び光熱費の抑制
- ・電力デマンドのピークカット等による節電
- ・資源の有効活用やリサイクルの推進による廃棄物の排出抑制
- ・廃棄物の適正処理

オ 暴力団排除

堺市暴力団排除条例の施行（平成24年10月1日）に伴い、公の施設の管理運営から暴力団の利益となる使用を排除することとしており、指定管理者は同条例の趣旨に則り、適正な施設の管理運営に努めることとします。

カ 市政への協力

上記のほか、公の施設の指定管理者として、男女共同参画の取組、節電、災害対策、禁煙など市の施策と整合した取組が求められますので、これらの取組に積極的に協力してください。

9 基本事業計画書及び年度事業計画書

指定管理者は、応募等に際し提出した指定管理者事業計画書（企画提案書）をもとに、市と協議調整を行い、管理業務に関して、次の事項を内容として、基本事業計画書及び年度事業計画書を作成し、市に提出して承認を受けることとします。

- (1) 管理の基本方針（人権尊重の考え方・障害者等への考え方・障害者等就職困難者の雇用・市内経済の活性化・地域振興、地域コミュニティの醸成・環境問題への取組を含む。）
- (2) 文化芸術振興事業の実施方針
- (3) レストランの運営方針

- (4) 翁橋公園維持管理・活用事業の実施方針
- (5) 堺東周辺地域の活性化に資する事業の実施方針
- (6) 従業員の配置計画（施設に応じて障害者・高齢者等の採用計画を含む。また、法令等により免許・資格を要するものはその名称を含む。）
- (7) 職員の研修計画（人材研修を含む）及び人材育成の考え方
- (8) 個人情報の保護方針及び保護措置
- (9) 情報公開方針及び広報計画
- (10) 利用促進計画、サービス向上の方策
- (11) モニタリング計画（利用者意見の聴取等）と管理業務への反映
- (12) 自主事業計画
- (13) 管理施設、設備、器具備品等の維持管理方針
- (14) 第三者への業務の委託計画
- (15) 苦情、要望への対応
- (16) 緊急時対策
- (17) 収支計画
- (18) 目標設定と目標達成の方策
- (19) その他市長が必要と認める事項

※ 基本事業計画書（指定期間中の共通計画）

指定管理者事業計画書（企画提案書）に記載された内容のうち、全指定期間を通じて規定または決定しておくべき基本的な事項について記載

※ 年度事業計画書（年度ごとの事業計画）

指定管理者事業計画書（企画提案書）に記載された内容のうち、年度単位で規定または決定すべき事項について記載（基本事業計画書に記載された内容以外のすべての事項を記載）

10 リスク（責任）分担について

リスク分担の基本的な考え方は別紙5のとおりです。

なお、詳細は、指定管理者の指定後に協議を行います。

11 管理運営に伴う租税について

指定管理者（共同企業体（企業グループ）を含む。）には、原則、法人税、法人市民税及び法人府民税が課税されます。

また、事業所税などが課税される場合もあるため、具体的な取扱いについては、それぞれの課税業務を所管する税務官公署に確認する必要があります。

なお、管理運営に伴う租税の負担が生じた場合には、指定管理者が負担することにな

ります。

12 保険加入

指定管理者は、管理業務におけるリスク分担に備えて、市と指定管理者を被保険者とする施設賠償責任保険（及び昇降機賠償責任保険）に加入してください。

なお、保険内容等は下記のとおりとします。

ア てん補限度額

（施設賠償責任保険）

- ・対人賠償 被害者1名当たりのてん補限度額 1億円以上
1事故全体のてん補限度額 10億円以上
- ・対物補償 1事故全体のてん補限度額 1億円以上

（昇降機賠償責任保険）

- ・対人賠償 被害者1名当たりのてん補限度額 1億円以上
1事故全体のてん補限度額 10億円以上
- ・対物補償 1事故全体のてん補限度額 1億円以上

イ 被保険者名 堺市及び指定管理者

ウ 保険期間 指定期間と同じ期間とする。（年度ごとの加入でも可とする。）

13 業務の第三者への委託

指定管理者は、管理業務の全部又は一部を第三者に委託することはできません。ただし、別紙6に記載している業務の全部又は一部については、あらかじめ市に書面で届け出て、承認を得た場合は、第三者に委託することができます。この場合、指定管理者の責任において当該業務の履行や委託先の法令遵守等を確保することとし、市が承認する場合を除き、当該委託先からさらに再委託させることはできません。

なお、別紙6の業務以外でも市との協議により委託可能であると認められた業務については委託することができます。

また、堺市入札参加資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者及び堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた者並びに暴力団員又は暴力団密接関係者と認められる者に委託することはできません。なお、第三者に業務を委託した場合は、当該委託先が国若しくは地方公共団体又は本市の外郭団体である場合を除き、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の写しを市に提出してください。

14 市の指示等

(1) 市は施設管理の適正を期すため、指定管理者に対して、管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができます（地方自治法

第244条の2第10項)。

- (2) 指定管理者が(1)に定める指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、市は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます(地方自治法第244条の2第11項)。

15 定期会議の開催

市と指定管理者は、本業務を円滑に実施するため、情報交換、業務の調整等を図る定例会議を2か月ごとに開催します。

ただし、市または指定管理者が必要と認めた場合は、臨時に会議を開催することができます。

16 管理業務の報告

- (1) 指定管理者は、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)終了後、2か月以内に管理業務に関して、次の事項を内容とする事業報告書を市に提出するものとします。事業報告書は、堺市情報公開条例において規定する非公開情報に該当する部分を除き、市政情報センターで一般の閲覧に供します。

ア 管理業務の実施状況

イ 収支状況

ウ ホールの利用状況

エ 文化芸術振興事業の実施・収支状況

オ レストラン運営の実施・収支状況

カ 翁橋公園維持管理・活用事業の実施・収支状況

キ 堺東周辺地域の活性化に資する事業の実施状況及びその効果検証

ク 自主事業の実施・収支状況

ケ 利用者意見の聴取状況

コ 人材育成の取組(人権研修を含む職員の研修の実施状況等)

サ 事故、苦情及び要望の件数、内容とその対応

シ 個人情報の保護、情報公開の実施状況

ス 備品の状況

セ 自己評価

ソ その他ホームページのアクセス数等市長が必要と認める事項

- (2) 指定管理者は、次の事項を内容とする定期報告書を毎月終了後30日以内に市に対し提出するものとします。ただし、収支状況については、2か月ごとに、各月終了後30日以内に市に対し提出するものとします。

ア 管理運営業務の実施状況

- イ 収支状況（２か月ごと）
 - ウ 文化芸術振興事業の実施・収支状況
 - エ レストラン運営の実施・収支状況
 - オ 翁橋公園維持管理・活用事業の実施・収支状況
 - カ 堺東周辺地域の活性化に資する事業の実施状況
 - キ 自主事業の実施・収支状況
 - ク ホールの利用状況
 - ケ 利用者意見の聴取状況
 - コ 事故、苦情及び要望等の対応報告
 - サ 研修実施状況
 - シ 自主事業計画書の軽微な変更
 - ス 備品等の設置場所の変更
 - セ その他市長が必要と認める事項
- (3) 次のような事項に該当したときは、指定管理者は速やかに市に報告を行うこととします。
- ア 施設において、事故又は災害等の緊急事態が発生したとき
 - イ 施設の管理業務に関して指定管理者が争訟を提起されたとき、又は提起されるおそれがあるとき
 - ウ 金融機関との取引が停止となったとき
 - エ 施設の管理業務に関して有する債権に対して差押え又は、仮差押えがなされたとき
 - オ 破産、会社更生、民事再生及び特別清算のいずれかの申立てを行うとき、又は申立てするおそれがあるとき、又は破産の申立てをされるおそれがあるとき
 - カ 定款若しくは寄附行為又は登記事項に変更があったとき、その他適正な管理業務に支障を来す事態が生じたとき

17 モニタリング及び評価

- (1) 指定管理者には、管理運営に関する利用者の意見や要望を把握し、管理業務に反映させるため、市として求める目標や水準の達成状況及び市と協議して設定した調査項目について、利用者を対象とした意見箱の設置やアンケート等による意見聴取を行っていただき、その結果（自己評価を含む。）を集計して市に報告書を提出していただきます。具体的な項目については、市と指定管理者が協議の上で決定します。
- （調査項目の例）
- ア 施設の充実度
 - イ 施設の利用のしやすさ
 - ウ 職員の応対（言葉づかい、態度）

エ 利用率、利用料、利用時間

オ イベント、講座の充実度

カ 堺東周辺地域の活性化に関連する内容（フェニーチェ堺周辺での昼食や夕食の有無、周辺店舗での買い物の有無、周辺施設への訪問の有無や宿泊の有無等）

- (2) 市は、指定管理者から提出される報告書等により、適切に管理業務がなされているか、また、設定された目標や調査項目が達成されているかなどについて確認を行い、その結果指定管理者に必要な指示を行います。さらに、指定期間中において、必要に応じて随時に管理業務の実績の確認及び評価をするためのモニタリングを行うことができるものとし、指定管理者はこれに協力していただきます。
- (3) 指定管理者によるモニタリング及び本市によるモニタリングに加えて、第三者（施設関係者以外）によるモニタリングを実施する場合があります。実施する場合の具体的な手法・実施時期等については指定管理者の指定後、別途お知らせします。

18 管理業務の継続が困難になった場合の措置

- (1) 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務の継続が困難となった場合
市は指定管理者の指定を取り消す等の措置をとることとします。この場合、市に生じた損害は指定管理者が市に賠償するものとします。
- (2) 不可抗力等により管理業務の継続が困難となった場合
自然災害その他の不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由の場合、事業継続の可否について協議するものとします。協議の結果やむを得ないと市が判断した場合は、市は指定管理者との協定の解除及び指定の取消しができるものとします。

19 引継ぎ等

- (1) 指定管理者の指定後、指定期間開始までの間に、堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園の管理業務や事業等に関する市及び現指定管理者との引継ぎ、指定管理者の従業員の研修及び帳票類の印刷等必要な準備を行っていただきます。
また、指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しによって管理業務が終了したときは、次期指定管理者が適切に施設の管理業務を実施できるように本市及び、次期指定管理者に引き継ぐこととします。
- (2) 指定管理者が施設設備の原形を変更している場合は、指定管理者の費用負担によりこれを原状に回復して引き継ぐこととします。ただし、市が認めた場合は、現状回復は行わずに引き継ぐこととします。

20 管理業務に関する評価

指定管理者が実施する管理業務について事業計画書で定めた目標の達成状況などに

関して、事業報告書、指定管理者及び市が行うモニタリング結果などをもとに、年度終了後に、指定管理者による一次評価、所管課による二次評価を行い、それらの評価方法や結果等を含め、指定管理者制度の運用等について第三者の立場から外部有識者の意見を聴取します。

これらの評価は、指定管理者に示し、管理業務に反映してもらうほか、結果によっては必要に応じて是正措置をとっていただき、また、指定管理料の減額などのペナルティを科すこともあります。

また、評価結果は市ホームページにおいて公表を行います。

IV 募集手続きに関する事項

1 公募及び選定のスケジュール

公募及び選定のスケジュールは、以下のとおりです。

募集要項の公表	令和5年4月17日（月）～6月19日（月）
施設の現地説明会	令和5年5月1日（月）
質問書の受付	令和5年5月8日（月）～5月15日（月）
質問書の回答	令和5年5月22日（月）予定
応募書類の受付	令和5年6月12日（月）～6月19日（月）
書類審査・面接審査	令和5年7月上旬（予定）
選定結果の通知	令和5年7月中旬（予定）
市議会による指定管理者の議決	令和5年9月（予定）

2 応募資格等

(1) 応募団体の資格

応募団体の資格は次の事項をすべて満たすものとします。

- ア 法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等が構成するグループ（以下「グループ」という。）であること（個人による応募はできません。）。
- イ 欠格事項（後掲）に該当しているものでないこと。グループ応募の場合は、当該グループを構成しているすべての法人等が欠格事項に該当しているものでないこと。

(2) グループ応募について

- ア グループで応募する場合は、グループ名及びグループを代表する法人等（以下「代表団体」という。）を定めてください。なお、グループ名は市民から誤解を生じないような名称としてください。
- イ グループを構成する法人等（以下「構成団体」という。）は、単独で応募することはできません。
- ウ 複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできません。

エ 代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めません。ただし、構成団体については、業務遂行上支障がないと本市が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合は必要に応じ書類の再提出を求めます。

オ 指定管理者の指定を受けた場合、協定締結時までに、各構成団体間で責任分担を明確に定めた協定等を締結することとし、その写しの提出を求めます。

- (3) 応募書類の提出日において、応募団体が次の項目に該当する場合は、審査において、別表１の選定基準に定める配点（１２点）を上限として項目ごとに４点ずつ付与します。なお、グループ応募の場合は、４及び６の項目を除き、すべての者が満たしていること。

該当要件	
1	次のいずれかに該当する場合 ・障害者の雇用状況報告義務があり、令和４年の報告時に法定雇用率以上の障害者を雇用している場合 ・障害者の雇用状況報告義務はないが、障害者（＊）を１人以上雇用している場合 ・堺市障害者雇用貢献企業である場合 （＊）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）第２条に掲げる障害者のうち、１年以上雇用され（又は見込み）、週２０時間以上勤務している者
2	次世代育成支援対策推進法（平成１５年法律第１２０号）第１３条による認定を受けている場合
3	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号）第９条に基づく認定を受けている場合
4	青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和４５年法律第９８号）第１５条に基づく認定を受けている場合（グループ応募の場合は、１者以上が満たしていること。）
5	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和４６年法律第６８号）第９条第１項に掲げる高年齢者雇用確保措置のうち、６５歳以上への定年の引上げ（同項第１号）又は定年の定め廃止（同項第３号）を行っている場合（同項第２号の継続雇用制度は対象外）
6	市内に本社・本店を有している場合（グループ応募の場合は、１者以上が満たしていること。）
7	ＩＳＯ１４００１の認証、エコアクション２１の認証・登録、ＫＥＳステップ２の登録又はエコステージ（レベル３）の認証のいずれかを受けている場合

3 欠格事項

応募書類の受付最終日現在において、次に該当する団体は、応募を無効とします。また、グループで応募する場合はすべての構成団体が次に該当しないこととし、1 団体でも該当した場合は応募を無効とします。

なお、受付最終日の翌日から指定管理者の候補者が選定されるまでの間に次の事項に該当することとなった場合は、失格とします。また、選定後から基本協定の締結までの間に次の事項に該当することとなった場合は、失格とすることや指定を取り消すことがあります。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により本市が一般競争入札に参加させないこととしている団体
- (2) 地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定により本市から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過していない団体
- (3) 本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた団体又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正の利益を得るために連合した団体
- (4) 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱に基づき、入札参加停止又は入札参加回避の措置を受けている団体
- (5) 堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、入札参加除外措置を受けている団体
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例第 2 条第 3 項に規定する暴力団密接関係者に該当する団体（適用にあたっては、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に規定する措置要件を準用する）
- (7) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手續をしている団体
- (8) 破産者で復権を得ない者
- (9) 法人税、消費税、地方消費税及び市税を滞納している団体（法人以外の団体にあつては、その代表者が所得税、消費税、地方消費税及び市税を滞納している団体）
- (10) 次の各号に該当する者が役員となっている団体
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 法律行為を行う能力を有しない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - エ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 選定対象除外

次に該当する場合は、失格として選定の対象から除外します。

- (1) 応募書類に明らかな虚偽の記載があった場合
- (2) 応募に際して不正行為があった場合
- (3) 提出期限までに必要な書類を提出できなかった場合
- (4) 応募資格に反することが認められた場合
- (5) 選定委員、本市職員及び本件関係者に対して、本件応募について自己の有利になる目的のため接触等の働きかけの事実が認められた場合
- (6) 本件に関し、同一の法人等又はグループが2件以上の応募を行った場合

5 応募手順

(1) 募集要項等の公表

令和5年4月17日（月）から市ホームページにおいて公表を行います。

(2) 現地説明会

施設の現地説明会を行います。参加は必須ではありませんが応募予定の団体は、できる限りご出席ください。

現地説明会への参加に際しては、令和5年4月28日（金）の17時までに現地説明会参加申込書（様式1）に必要事項を記入の上、持参、Eメール又はFAXで提出してください（送信後に必ず送信された旨の電話連絡をお願いします。）。持参の場合の受付は、平日9時から17時30分まで（ただし、12時から12時45分を除く。）。

ア 開催日時及び場所

令和5年5月1日（月） 14時から1時間程度

（開始時間は、団体数により変更となる可能性があります）

堺市堺区翁橋町2丁1-1 堺市民芸術文化ホール

TEL 072-228-7143

【交通案内】 南海高野線堺東駅下車 南へ徒歩8分

※公共交通機関をご利用下さい。

イ 参加人数：1団体3名までとします。

ウ 現地説明会参加申込書提出先

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市文化観光局文化国際部文化課（高層館6階）

TEL 072-228-7143 FAX 072-228-8174

Eメール bunka@city.sakai.lg.jp

(3) 質問書の受付

質問がある場合は、質問票（様式2）を令和5年5月15日（月）までに、持参、FAX又はEメールで提出してください（送信後に必ず送信された旨の電話連絡をお願いします。）。持参の場合の受付は、平日9時から17時30分まで（ただし、12時から12時45分を除く。）。

電話・来訪など口頭による質問は受け付けいたしません。

質問書に対する回答は、令和5年5月22日（月）を目途に市ホームページにおいて公表を行います。

【質問書提出先】

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市文化観光局文化国際部文化課（高層館6階）

TEL 072-228-7143 FAX 072-228-8174

Eメール bunka@city.sakai.lg.jp

(4) 応募書類の受付

堺市民芸術文化ホール指定管理者指定申請書（堺市民芸術文化ホール条例施行規則様式第9号）及び堺市公園等指定管理者指定申請書（堺市公園条例施行規則様式第15号）並びに必要な書類を添えて、持参してください。

ア 提出場所

堺市堺区南瓦町3番1号 堺市文化観光局文化国際部文化課（高層館6階）

TEL 072-228-7143 FAX 072-228-8174

イ 提出方法及び提出期間

令和5年6月12日（月）～6月19日（月）の平日9時から17時30分まで（ただし、12時から12時45分を除く。）。

上記提出場所まで直接持参してください。

なお、提出期限までに必要な書類（V 提出書類に関する事項を参照）を提出できなかった場合は、前述のとおり失格として選定の対象から除外します。また、郵送された提出書類や提出期間を経過した後は、受け付けいたしません。

V 提出書類に関する事項

1 書類の作成

堺市民芸術文化ホールは、前述のとおり優れた舞台芸術をはじめ、多彩な芸術文化の鑑賞、創造、交流及び普及活動を促進することにより、市民文化のさらなる向上を図り、魅力と活力ある地域社会の形成や都市魅力の創造及び発信に資するため設置されている施設です。また、地域文化施設として、地域の文化資源や市民ニーズ（地域の特性）を踏まえ、地域住民が積極的に参加できるような施策推進や地域における文化交流の促進をはじめ、地域文化を担う人材の育成、子どもが文化芸術に親しむきっかけをつくる役割も担っています。

指定管理者事業計画書（企画提案書）の作成にあたっては、施設の設置目的等を十分に踏まえた上、提案してください。

2 書類の提出

応募に当たっては、下記の(1)から(30)の書類を提出してください。提出部数は、特

に指定のあるものを除き、正 1 部、副 1 6 部（副は複写可）の計 1 7 部とします。

なお、提出書類は市の公文書になるため、情報公開請求があった場合は、堺市情報公開条例第 7 条に規定する非公開部分を除き原則として公開となります。

提出書類の中で、堺市情報公開条例第 7 条に規定する非公開部分に該当すると考えられる箇所（公開できないもの）については、あらかじめ網掛け等の処理（正本のみ）をした上で、提出してください。ただし、当該箇所について市として公開すべきと判断した部分は請求に応じて公開することがあります。

- (1) 応募書類表紙（様式 3）
- (2) 堺市民芸術文化ホール指定管理者指定申請書（様式 4－1）、堺市公園等指定管理者指定申請書（様式 4－2）・・・グループ応募の場合は、グループとして作成してください。
- (3) 団体概要、役員名簿（様式 5）
- (4) グループ構成書（様式 6）・・・グループ応募の場合に提出してください。
- (5) グループ協定書兼委任状（様式 7）・・・グループ応募の場合に提出してください。
- (6) 指定管理者事業計画書（企画提案書）（様式 8）
 - ・ 管理の基本方針
 - ・ 都市の活性化への寄与
 - ・ 平等利用・安全の確保
 - ・ 安定的な経営資源
 - ・ 財務規模、組織状況
 - ・ 事業実績
 - ・ 利用者・利用者ニーズの把握
 - ・ 個人情報の保護、情報公開の考え方
 - ・ 人権尊重の考え方
 - ・ 障害者等への考え方
 - ・ 広報・モニタリング計画
 - ・ 休館日、開館時間の考え方
 - ・ 人員配置、人材育成の考え方、研修計画
 - ・ 利用料金の考え方
 - ・ 苦情対応の考え方
 - ・ 非常時対策
 - ・ 目標設定、目標達成の方策
 - ・ 文化芸術振興事業の実施計画
 - ・ レストランの運営計画
 - ・ 翁橋公園維持管理・活用事業の実施計画
 - ・ 堺東周辺地域の活性化に資する事業計画

- ・自主事業の実施計画
 - ・経費削減の考え方・方法
 - ・収支計画
 - ・市長が定める要件（障害者等就職困難者の雇用、市内経済の活性化、地域振興、地域コミュニティの醸成、環境問題への取組）
- (7) 収支計画書（様式 9－1）、文化芸術振興事業収支計画書（様式 9－2）、レストラン運営収支計画書（様式 9－3）、翁橋公園維持管理・活用事業収支計画書（様式 9－4）、堺東周辺地域の活性化に資する事業収支計画書（様式 9－5）、収支計画書積算内訳書（様式 10）
- ※フェニーチェ堺周年事業に向けた指定期間全体の内訳書を提出すること。
- (8) 文化芸術振興事業計画書（様式 11）
- (9) 翁橋公園維持管理・活用事業計画書（様式 12）
- (10) 堺東周辺地域の活性化に資する事業計画書（様式 13）
- (11) 自主事業計画書（様式 14）、自主事業収支計画書（様式 15）
- (12) 障害者雇用等確認書（様式 16）
- (13) 欠格事項に該当しない旨の誓約書（様式 17）
- (14) 定款、寄附行為又はこれらに類する書類
- (15) 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
- (16) 指定申請書提出日の属する事業年度の事業計画書、収支予算書
- (17) 令和 2 年度から令和 4 年度の事業報告書（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）
- (18) 令和 2 年度から令和 4 年度の収支計算書又は損益計算書（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）
- (19) 令和 2 年度から令和 4 年度の貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）
- (20) 法人の印鑑証明書
- (21) 団体の設立趣旨、活動内容、組織、運営及び事務所の所在等に関する事項の概要がわかる書類（各団体作成の外部向けのパンフレット等でも可とします。）
- (22) 法人税、消費税、地方消費税の納税を証明する書類（法人の「納税証明書その 3 の 3」（法人税、消費税、地方消費税））
- (23) 市税の納税確認の同意書（様式 18）
- (24) 令和 4 年障害者雇用状況報告書（事業主控の写し）…障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条第 7 項に基づく障害者の雇用状況報告義務があり、法定雇用率以上の障害者を雇用している場合に提出してください。
- (25) 次世代育成支援対策推進法第 13 条に基づく認定に係る基準適合一般事業主認定通知書の写し…認定を受けている場合に提出してください。

- (26) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条に基づく認定に係る基準適合一般事業主認定通知書の写し …認定を受けている場合に提出してください。
- (27) 青少年の雇用の促進等に関する法律第15条に基づく認定に係る基準適合事業主認定通知書の写し …認定を受けている場合に提出してください。
- (28) 就業規則等の定年に関する制度の状況が確認できる書類 …65歳以上への定年の引上げ又は定年の定め廃止を行っている場合に提出してください。
- (29) ISO14001登録証、エコアクション21認証・登録証、KES登録証又はエコステージ認証書の写し …いずれかに該当する場合に提出してください。
- (30) 文化施設の管理運営及び芸術振興事業の主な実績（様式19）

※ (15)、(20)、(22)については提出日において発行から3か月以内のものとしします。

(17)、(18)、(19)については団体の設立から3年以上経過していない場合は、設立年度から令和4年度までのものとしします。

また、グループ応募の場合、(3)及び(12)～(30)については、構成団体ごとに提出願います。

なお、提出書類はA4版を原則としします。A4版以外の規格を使用した場合は、A4版に折り込んでください。

VI 選定及び指定に関する事項

1 選定審査方法

- (1) 指定管理者の候補者は、ホール条例第19条第3項及び公園条例第27条第3項に規定する指定の要件を基本として、別表1の選定基準に基づき、堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募書類の審査及び面接審査の総合評価方式により、指定管理者の候補者を選定します。

- (2) すべての応募団体を対象に、書類審査及び面接審査を実施します。上記審査において総合して採点評価を行い、得点が最上位の応募団体を指定管理者の候補者として選定します。

面接審査の日程等は、後日お知らせします。

- (3) 得点が満点の60%以上に達した団体がいない場合は、適格者なしとしします。

- (4) 最上位の団体が同点で複数ある場合は、各委員の採点において、最上位の団体を順位点2点、2番目の団体を順位点1点、その他の団体を順位点0点とし、その合計が最上位の団体を候補者と決定します。

それでもなお、最上位の順位点の合計が同点で複数となった場合については、次の審査項目表中の優先順位の順に、各採点委員の合計点を比較し、その合計点を比較して、最上位の団体を候補者と決定します。

また、得点が次順位の団体を次点の候補者とし、基本協定締結の日までに選定され

た候補者との協議が不調となった場合及び欠格事項に該当した場合は、次点の団体を候補者とします。

優先順位	審査項目
第1位	(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。
第2位	(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。
第3位	(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。
第4位	(6) 管理経費の縮減が図られること。
第5位	(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。
第6位	(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。
第7位	(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件

(5) 選定後から基本協定の締結までの間に指定管理者の候補者が辞退した場合のほか、失格となった場合や指定が取り消された場合は、次点の候補者を指定管理者の候補者とします。

2 選定結果の通知等

選定委員会における審査結果を受けて市として指定管理者の候補者を決定し、審査結果を応募団体（グループによる応募の場合は、グループの代表団体）すべてに、令和5年7月中旬を目途に、文書で通知します。また、選定・不選定を問わず団体名及び採点については審査結果として、市ホームページ等で公表します。

3 指定管理者の指定等

指定管理者の候補者の決定後に、市議会（令和5年9月を予定）に指定管理者の指定の議案を提出し、議決を経て指定管理者の指定を行い、その旨を公告します。

なお、議会の議決が得られなかった場合においても、当該候補者が本件に支出した費用について、市は補償しません。

4 協定に関する事項

指定管理者の指定を受けた団体は、市との協議を行ったうえで、施設の管理業務に関する協定を締結していただきます。協定には指定期間内における基本的な事項について定める「基本協定」と、年度ごとに変更が予定される事項について定める「年度協定」があります。基本協定の内容（予定）は別紙7のとおり、年度協定の内容（予定）は別紙8のとおりです。なお、協定書の解釈について疑義が生じた場合又は協定に定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

Ⅶ その他

1 注意事項

- (1) 応募に関して必要となる一切の費用は、応募団体の負担とします。
- (2) 提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、市から補正を求めた場合を除きます。
- (3) 応募 1 団体につき、提案は 1 件のみとします。
- (4) 応募書類は理由のいかんを問わず返却しません。
- (5) 応募書類は市の公文書として取り扱われます（原則として情報公開の対象となります。）。
- (6) 市が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求めることがあります。
- (7) 団体の提出する書類の著作権はそれぞれの作成団体に帰属します。なお、本件において公表する場合は、本市は団体の提出書類の全部または一部を無償使用できるものとします。
- (8) 応募書類は欠格事項の該当の有無を確認するため、照会に使用する場合があります。
- (9) 書類提出後に応募を辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。
- (10) 施設の管理業務に当たり、指定管理者が事業所税等の納税義務を負う場合があります。

2 添付資料

- (1) 業務仕様書
- (2) 募集要項別紙 1 ～ 8
 - （募集要項別紙 1）募集要項・仕様書まとめ
 - （募集要項別紙 2）堺市公園使用料等免除取扱基準
 - （募集要項別紙 3）個人情報取扱特記事項
 - （募集要項別紙 4－1）堺市指定管理者の情報公開推進に関する要綱
 - （募集要項別紙 4－2）指定管理者の情報公開モデル規程（本文）
 - （募集要項別紙 4－3）指定管理者の情報公開モデル規程（様式）
 - （募集要項別紙 5）リスク分担表
 - （募集要項別紙 6）堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園一部委託可能業務一覧
 - （募集要項別紙 7）堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園指定管理者協定書
＜基本協定書＞
 - （募集要項別紙 8）堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園指定管理者協定書
＜年度協定書＞
- (3) 様式 1 ～ 19

- (様式 1) 現地説明会参加申込書
- (様式 2) 質問票
- (様式 3) 応募書類表紙
- (様式 4-1) 堺市民芸術文化ホール指定管理者指定申請書
- (様式 4-2) 堺市公園等指定管理者指定申請書
- (様式 5) 団体概要、役員名簿
- (様式 6) グループ構成書
- (様式 7) グループ協定書兼委任状
- (様式 8) 指定管理者事業計画書（企画提案書）
- (様式 9-1) 収支計画書
- (様式 9-2) 文化芸術振興事業収支計画書
- (様式 9-3) レストラン運営収支計画書
- (様式 9-4) 翁橋公園維持管理・活用事業収支計画書
- (様式 9-5) 堺東周辺地域の活性化に資する事業収支計画書
- (様式 10) 収支計画書積算内訳書
- (様式 11) 文化芸術振興事業計画書
- (様式 12) 翁橋公園維持管理・活用事業計画書
- (様式 13) 堺東周辺地域の活性化に資する事業計画書
- (様式 14) 自主事業計画書
- (様式 15) 自主事業収支計画書
- (様式 16) 障害者雇用等確認書
- (様式 17) 欠格事項に該当しない旨の誓約書
- (様式 18) 市税の納税確認の同意書
- (様式 19) 文化施設の管理運営及び文化芸術振興事業の主な実績
- (4) 別表 1 指定管理者候補者選定基準
- (5) 参考資料 1～13
 - (参考資料 1) 堺市民芸術文化ホール条例
 - (参考資料 2) 堺市民芸術文化ホール条例施行規則
 - (参考資料 3) 堺市公園条例
 - (参考資料 4) 堺市公園条例施行規則
 - (参考資料 5) 自由都市堺文化芸術まちづくり条例
 - (参考資料 6) 第 2 期堺文化芸術推進計画
 - (参考資料 7) 文化芸術基本法
 - (参考資料 8) 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律
 - (参考資料 9) 劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針
 - (参考資料 10) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

- (参考資料 1 1) 堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園平面図
- (参考資料 1 2) 堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園備品一覧
- (参考資料 1 3) 堺市基本計画 2 0 2 5